

## 令和4年度 審査部活動計画

## ☆実施計画

審査会名	日付	対象	会場	その他
第226回定期審査	4/16	無指定～初段	県武	県武・5人立一射場 ・無指定・初段 ・弐段～四段 の二日間
	4/17	弐段～四段	県武	
	4/17	無指定～四段	小松	
第227回定期審査	8/11	無指定～四段	県武	5人立一射場
第228回定期審査	9/25	無指定のみ	小松・県武 宝達志水(押水)	各道場とも 5人立一射場
第229回定期審査	10/22・23	無指定～四段	県武	無指定・初段・ 弐段～四段 の二日間 5人立一射場

## ☆その他留意事項

- ※1 定期審査は時間別に入館。学科はレポート形式。矢渡、模範演武はしない。  
五段審査は「定期審査会」では実施しない。四段までは弓道衣。
- ※2 当日会場での発表と登録料の集金はしない。発表後に協会・学校でまとめて送金。
- ※3 ビデオ審査は今のところ予定しないが、コロナの流行によっては、ビデオ審査の導入・定期審査の変更の可能性はある。
- ※4 審査員間隔を1m以上空ける制限があり、射手間隔も確保しなければならないため、県武で4人立2射場は無理と判断する。4月は小松も一日使用する。
- ※5 感染予防の観点から、入場口対し、手前1mおきに5つのポイントをつける。  
前の射手の前進に伴い、順次移動しての入場となる。(入場口の蜜を避けるため)
- ※6 「矢渡・演武」等がなく前調べなく「射場」に入場のため「1番立」ラインに「白線」を貼る。
- ※7 申込締切は、例年は10日前としてたが、本年度は15日前必着とする。

## ○第226回定期審査

県武で4人立2射場は無理と判断した。審査員席を第一射場第二射場とも二段にして、4人立2射場は設置できない。県武は5人立一射場でしか運用できない。  
小松の道場を一日借りて、無指定～四段の審査を県武とは別に設定する。

## ○第227回定期審査

コロナ禍以前の216回審査は、能美市と羽咋市で実施したが、能登地区の受審者数が少なかったことから、前年度同様に県武で一本化する。

## ○第228回定期審査

小松・宝達志水・県武の三会場とし、それぞれ5人立一射場で実施。

## ○第229回定期審査

コロナ禍以前の218回と比較し、県武での5人立一射場では一日ではできない。そのため二日間に分けて実施する。